

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律要綱

(工業所有権情報・研修館法関係抜粋)

第三 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

一 情報・研修館の目的

情報・研修館の目的に、中小企業者(特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)及び試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。以下同じ。)に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成を追加すること。

(第三条関係)

二 業務の範囲

情報・研修館は、次の業務を行うことができるものとする。

1 中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

(第十一条第六号関係)

2 中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

(第十一条第七号関係)

3 第一の五の1及び十の1の規定による助言並びに第一の十の2の規定による助成を行うこと。

(第十一条第十号関係)

三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、二の2及び3の規定により情報・研修館が交付する助成金について準用するものとする。

(第十二条関係)

第六 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

(附則第一条関係)